

様式第3号（第4条関係）

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和8年度第1回丹波篠山市社会福祉審議会

2 開催日時

令和8年6月26日（金） 13時15分～14時45分

3 開催場所

丹波篠山市民センター研修室5

4 会議に出席した者の氏名

（1）委 員 小嶋敏誠、倉真智子、前田公幸、高見郁雄、谷舗浩美、畑富貴枝、
畠中悦子、山田俊朗

（2）執行機関（事務局）

保健福祉部長 樋口寿広

長寿福祉課長 檜皮佐治生

長寿福祉課 副課長 森鼻清美

長寿福祉課 係長 山本一也

（説明員）

長寿福祉課長 武元 由美

長寿福祉課 課長補佐 松山幸己

長寿福祉課 主幹 松本ゆかり

社会福祉課長 大上敬之

社会福祉課 課長補佐 中川敬市

社会福祉課 係長 徳田実穂

5 傍聴人の数 0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別
公開

7 非公開の理由 特になし

8 会議資料の名称

- ・丹波篠山市社会福祉審議会次第
- ・丹波篠山市社会福祉審議会条例（別紙１－１）
- ・丹波篠山市社会福祉審議会委員名簿（別紙１－２）
- ・社会福祉審議会及び各計画策定等の日程（予定）
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「丹波篠山市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」の策定について
第１０期介護保険事業計画策定スケジュール

- ・障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
（資料１）基本指針について
（資料２）スケジュール（案）
（資料３）Ｒ８年度第１回協議会委員名簿
（資料４）Ｒ８年度自立支援協議会構成図

■会議次第

1 開 会

長寿福祉課進行

2 あいさつ

堀井副市長

3 委嘱状交付

4 社会福祉審議会について

事務局より社会福祉審議会条例により説明

5 諮問

堀井副市長から前田審議会会長へ諮問

6 協議事項

- 1) 地域福祉計画について、審議会年間予定について …資料２
- 2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について（説明：長寿福祉課）
- 3) 障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について（説明：社会福祉課）

(事務局)

ここからは丹波篠山市社会福祉審議会条例第6条の規定により会議の議長を前田委員にお願いします。なお、本日の審議会につきましては、丹波篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例及び施行規則に基づき会議及び会議録、委員名を公開とさせていただきますのでご了承願います。

(審議会長 前田委員)

介護保険事業計画については次の計画が10期目、30年を迎える。介護保険が始まった当時と比べると、人口動態も、著しい人口減少の時期を迎えているが、福祉サービスの需要は増加している。一方で、人手不足による供給の問題など、福祉に限らず働き手不足が言われている。各論はそれぞれの協議体で議論していただくこととして、審議会としては、広い視点で市の福祉の議論を深めていきたいと思いをします。

(審議会長 前田委員)

- ・今年度、第1回目の開催というところで委員自己紹介。
- ・次第に従い、「1）地域福祉計画について、審議会年間予定について」事務局よりお願いします

(長寿福祉課)

地域福祉計画、社会福祉審議会資料により説明

(審議会長 前田委員)

このあと、それぞれの担当課から説明をいただけるようですが、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、今年度が、令和9年から3年計画の第10期計画を策定する時期であること、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和6年から6年間の計画であるので、3年目の中間見直しを行う時期であることの説明がありました。この審議会では、12月には市へ答申を行うことになることを委員皆さまご認識いただきたいと思います。

(C委員)

介護保険事業計画は12月には報告を受けて、審議会から市へ答申する予定になっています。介護保険事業計画は介護保険料も決めていかないといけないと思いますが、そのあたりのスケジュールはどのようになっていますか。

(長寿福祉課)

介護保険料については、12月の報告時は介護サービスの見込み量などによる概算の金額をお示しする予定です。最終確定は、国の報酬改定などの情報を確認してからとなるため、保険料は別で報告させていただく予定です。

(審議会長 前田委員)

次第に従いまして、「２）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」「３）障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について」を、続けて説明をお願いします。

(長寿福祉課)

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、資料により説明。

(社会福祉課)

障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について、資料により説明。

(Ｃ委員)

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の説明で五つの調査を行っているとなりましたが、事業の継続性という観点で事業所へのヒアリングをしていただいて、計画に反映していただきたいと思う。社協ではヘルパーの職員の年代が高く、将来を見据えた時に、継続していけるのかという問題がある。高齢分野も障がい分野も利用者は増えているのに、人材が居ないから提供できない、組織の若返りもできないといった実態が、それぞれの事業所であるのではないかと思います。そのあたり、計画への人材確保、事業の継続性の位置付けはどのようになっていますか。

(長寿福祉課)

市内の介護職員は６０歳代が一番多く、施設系は４０歳代の割合が増えるので、訪問系と施設系では傾向が違っており、これは障がいサービスでも同様と思われます。こういったことから、５年後、１０年後を考えると、特に１０年後以降、不足してくると予測しています。担い手を増やすことの取り組みに加えて、今働いている方に丹波篠山で定着していただけるように、人材確保について国県へも意見を上げ、次期計画にも盛り込んでいきます。一方で、福祉の資格を持った方が急激に増えることは考えられないため、市民向けに介護入門研修といった、介護職の裾野を広げる取り組みを開催し、学んだ人の中から、一人でも専門研修や資格取得に進む方がるように、支援していきます。

(Ｃ委員)

介護のヘルパーの話題から関連して、障がい福祉のガイドヘルパーが、登録はあるが実際に動ける人が少ないように聞いている。社協も３名ほどいるが、他の業務もあり、障がい福祉のガイドヘルパーは長時間付きっきりになるため、都合があわず対応できないため、お隣の丹波市のガイドヘルパーに来てもらわないといけなことがあるように聞いている。

(Ｄ委員)

ガイドヘルパー５～１０人を市で登録してもらえないか。視覚障がいの理解など

もなくてはいけないし、例えば市職員 OB に登録してもらってはどうか。一人で長時間付ききりは大変でも、何人か登録があれば、合間で交代とかしてもらいながらできるように思う。

(社会福祉課)

他市の取り組みなども確認しながら、可能なところから検討していきたいと思います。

(C委員)

先日の自立支援協議会でも議題になっていましたが、医療的ケア児の受け入れ態勢の課題があると思いますので、現場は不安を抱えて対応しているというところで、万が一の時に診てもらえるところとか、医師会も含めて医療体制のバックアップも議論していただきたいと思う。ささやま医療センターもどのような体制になるか分からないところで、現場の不安は和らげてあげたい思いがある。

(E委員)

訪問看護がついて充実している人と、できていない人の差があると思うところで、後見人が就いた方はきっちりと対応してもらっていると感じる。あとは、かかりつけ医との連携は必要。後見人やかかりつけ医などサポート体制が大事だと感じる。

(A委員)

どういうことに不安を持っておられるかが分かれば、医師会としても協力していただけたらと思いますし、ささやま医療センターがどのようになっていくかということもありますが、課題を踏まえながら考えていきたいと思います。

(C委員)

障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の、入所者の地域生活移行という説明で、5%以上入所者を地域移行するという大きい目標がありましたが、現実はそのようにいかないのではないかと思います。今、団塊の世代の方が後期高齢になられて、子を見続けることが難しくなってくる、親亡き後というところの心情からも、施設入所やグループホームということが高まっていくのではないかと思います。入所されている方を地域へとなると、日中も夜も支援する体制が必要になるし、重度の方などは専門的も支援が必要になる、これらを思うと、やはり人材も足りない。このあたりの数値目標についてはどのように考えられていますか。

(社会福祉課)

国が定めている目標は当市では現実的ではないところもあると感じていますが、国の方針は、入所している人を地域で受け入れる流れを作りたいという目標と捉えて、計画の整合性をとっていただけたらと考えている。

(C委員)

篠山養護学校が今年度からささやま支援学校に名称変更されましたが、福祉の観点から関連がありますでしょうか。

(B委員)

「養護」というと、養う、保護するといったイメージを持たれるところもあり、伴走する、寄り添うという意味で「支援」の名称が全国的にも一般的になっており、篠山養護学校も「ささやま支援学校」に改称されました。また、全国的には「特別支援」の名称もあるけれど、「特別」は付けずに「支援」のみの改称をされました。

(C委員)

強度行動障がいというのか、多動で暴れるような方の対応について、支援学校は適切にスタッフを配置されていると思いますが、人材が豊富なところなら複数人で対応できるけれども、少ないところではその対応に一人に関わらないといけないところがあるのではないかと思う。

(B委員)

支援学校にはそのような支援員がおられますが、その支援員さんもなかなか確保できないということを聞いています。

(G委員)

強度行動障がいは、重度に知的障がいがあったり自閉症とかのある方に、割と起きやすい状態です。そこは支援が届いていなくて、そういう状態になるところがあるので、適切な支援があると落ち着いてくるところがあります。

そのあたりの関わり方を、手をつなぐ育成会としても取り組んでおり、障がいのある方の疑似体験をしていただくようなプログラムを通じて、地域の方々にちょっとずつでも知っていただいて、うまく関わっていただけたらと思っている。

(E委員)

医療的ケアの話が出ましたが、薬の管理とかきちっとしていただいているけれど、ほったらかしになってる人があると思う。そういった、できてる人とできてない人があって、後見人さんがついてケア支援できている人とすごく差がある。

家族さんが亡くなって、身寄りのないなかで、後見人さんが就いた方のほうが、支援が行き届いていると感じている。

あと、例えば患者さんが頭を打ってどうしようとか、かかりつけ医へご相談の電話をさせてもらうことがある。「どこそこ行きなさい」って指示をいただけるので、障がい者や高齢者は、かかりつけ医へ相談することは、現場としては大事だと思っている。すぐ相談できるというのは現場の人たちにとっては心強い。

(C委員)

認知症の一人暮らしの方は、認知症も進んでいくんですけど、そういう方が地域で

住まれているなかで、介護サービスだけでは在宅生活を支援しきれないので、地域での見守り体制とか自治会などにお世話にならないといけないところがある。そのあたりのところで自治会ではどのような話題がありますでしょうか。

(H委員)

それぞれの自治会は、福祉委員や民生委員、自治会がそれぞれ相談しながら、訪問活動などしている。田舎というところで、地域のことを気にかけて見ていると思うので、近隣の人が気にかけるという形が、都会に比べたらできていると思う。

(F委員)

私の自治会は住民が 25 人で大半が 85 歳以上の方になっている。

私も愛育班を長くしており、民生委員もしてきたので、「あんたに見守りしてもらいたい」と言うてくれる人があるけど、私も年齢的に大変なんですけど、地域でできることをしている。

一例で、地域でお母さんが 1 人暮らしされていて、他で暮らしている息子さんが自治会の会議に出てきて、「自治会を抜けます、お寺も一切しません」ということで、村の付き合いがなくなったんです。お母さんに、「あなたはどうなの」って聞いたら、「私はこの村から出ない」って言うし、若い人からは「もう構わんとってください」と言われる。こういう地域の問題も難しいなと思っているところです。

(審議会長 前田委員)

12 月の第 2 回目の審議会では、それぞれの計画の骨子が出てくると思いますし、委員の多くは各部会にも入っておられるので、各論については部会のほうで協議いただきたいと思います。

社会福祉審議会としましては市の行政の計画も踏まえた上で、今後の市の福祉のあり方を議論していけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(審議会長 前田委員)

本日の議事は全て終了しましたので、これで議長の任を終えまして、進行を事務局へお渡しします。

7 その他

その他連絡事項等は無し

8 閉 会